

公立大学法人名古屋市立大学

平成29年度 年度計画

公立大学法人名古屋市立大学

目次

I	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	1
	第1 教育に関する目標を達成するための措置	
	1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置	
	2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
	3 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
	第2 研究に関する目標を達成するための措置	
	1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	
	2 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置	
	第3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置	
	1 市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置	
	2 産学官連携に関する目標を達成するための措置	
	第4 大学の国際化に関する目標を達成するための措置	
	第5 附属病院に関する目標を達成するための措置	
II	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	9
	第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	
	第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	
III	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	9
	第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置	
	第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置	
	第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	
IV	自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	10
	第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
	第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	
V	その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置.....	10
	第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	
	第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置	
	第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置	
VI	予算、収支計画及び資金計画.....	12
	1 予算	
	2 収支計画	
	3 資金計画	
VII	短期借入金の限度額.....	14
	1 限度額	
	2 想定される理由	
VIII	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画.....	14
IX	剰余金の使途.....	14
X	公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項.....	15
	1 施設・設備に関する計画	
	2 積立金の使途	

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 教育に関する目標を達成するための措置

1 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

(1) 学士課程

ア 入学者選抜

- [1] 高大接続システム改革（大学入学者選抜改革）について、平成33年度入試の方法等の予告・公表（平成30年度）に向けた検討を行う。また、入試結果の分析・入学者の追跡調査を引き続き実施し、検証を行い、平成30年度に実施する入試について方法等の改善を行う。

イ 教養教育

- [2] 教養教育において、初年次教育科目を引き続き開講するとともに、成果の検証（評価）を行う。
- [3] 引き続き、基礎科目（専門教育に対応した基礎的な学力の修得を目的とした科目）との教育内容の調整を行ったうえで、高校での未履修科目及び入学試験での非選択科目についてリメディアル（補習）教育を継続して実施する。
- [4] 教養教育において、引き続き少人数、学部混成のグループワークやプレゼンテーション等の手法を積極的に取り入れた授業を実施し、コミュニケーション能力の向上を図る。
- [5] 「語学センター」において、平成30年度からの新語学カリキュラムについて引き続き準備する。
- [6] 学務情報システムや MOODLE 等(学習支援システム)を活用した新たな学習支援サービスについて、平成30年度以降の導入をめざし検討を行う。

ウ 専門教育

- [7] 引き続き GPA（単位当たりの成績評価制度）を活用した学生への個別学修指導を実施する。
- [8] 引き続き少人数でのグループワーク等を通じて、課題に対する考え方を学び養うことができる授業を教養教育の初年次教育科目において開設し、専門教育との関連を図る。
- [9] 引き続き、経済学部「経済・経営政策特論」及び人文社会学部「社会構想論Ⅰ」の講義を、名古屋市と連携して行うことで、地方社会のあり方特に名古屋市圏域の地方自治について学び、地方公務員を志す学生に対するキャリアデザインの支援を行う。
- [10] 教養教育と専門教育における語学教育の効果的な連携を図るため、「語学センター」センター員である外国人教師の専門教育における参画内容を整理する。

(医学部)

[11] 2019 年度に受審する予定の医学教育認証評価^{※1}のための準備を進める。引き続き医学教育分野別評価基準に対応した新カリキュラムを導入し、医学教育分野別評価基準のための体制づくりに努める。

(※1：医学教育に対する国際基準に基づく分野別認証評価制度で、2023 年度までに全ての参加表明校が認証完了予定)

[12] AIP^{※2} 社会の医学・医療の発展と向上を担う人材を養成するため、平成 25 年度に採択された「地域と育む未来医療人「なごやかモデル」」事業を引き続き実施する。

(※2：Ageing in place (AIP) = 住み慣れた土地で、豊かに老いを迎え、その人らしく暮らすことのできる社会づくり)

(薬学部)

[13] 新コアカリキュラムが適用される学年が 1～3 年生となる一方で、4 年生以上は旧コアカリキュラムに基づいて学習するため、時間割等のさらなる調整を行いつつ、適切なカリキュラム移行が進行しているか点検する。

(経済学部)

[14] 引き続き、地方行政や地域企業育成の経験者、税理士及び国の行政担当者による 5 つの特別講義と 4 つの特別セミナーや各種連携講座を開講し、実践的教育の定着を図るとともに、カリキュラムの部分的改編を行って、体系的履修の一層の促進を図る。

(人文社会学部)

[15] これまでの ESD シンポジウムや学部教育を通じた ESD への取組成果を踏まえ、新カリキュラムの策定に着手する。

(芸術工学部)

[16] 芸術工学分野において、創造性を発揮し、社会における諸問題の解決に的確な対処をするための、優れた人間性、豊かな感性、高い技術力を備えた人材が育成できているかを総括的に検証するとともに、学科再編の教育成果について、在学生や卒業生を対象とした検証方法が構築できていることを確認する。

(看護学部)

[17] モデル構築が完了した「名市大看護実践教育モデル」の検討委員会を「名古屋市立大学看護実践教育共同センター」と改名し、医学部附属病院との連携を強化していく。

(2) 大学院課程

ア 入学者選抜

[18] 大学院入学者に対して引き続きアンケート調査を行うとともに、平成 31 年度入試での実施に向けて、定員充足率向上のための方策を検討する。

イ 大学院教育

- [19] 医学研究科修士課程において、芸術工学研究科と連携した臨床医療デザイン学分野に学生の受入を開始する。
- [20] 人間文化研究科に「臨床心理コース」（博士前期課程）を設置し、医学研究科、医学部附属病院、看護学部及び人間文化研究科が連携して開設する「医療心理センター」で、医療系の充実した実習を行う。
- [21] 薬学研究科において、共同ナノメディシン科学専攻（博士後期課程）での社会人学生の履修に配慮した教育課程の見直しを実施する。
- [22] 経済学研究科において、「医療経済マネジメントコース」（博士前期課程・社会人特別選抜）の充実を図るほか、社会人教育を充実させるための学習内容やカリキュラム、運営に関するノウハウを得るため、名古屋工業大学が主催する「工場長塾」の共催を継続する。
- [23] 博士課程研究遂行協力制度（若手研究者の養成・確保や学術研究の質的レベルの向上を図る制度）を実施するとともに、制度の運用状況とその効果を検証する。

（医学研究科）

- [24] 引き続き、国際シンポジウムを共同開催するなど、海外の協定校との交流を通じて学術的交流を図る。また国費外国人留学生の受入についても、引き続き積極的に進めていく。
- [25] MD-PhD コースの取扱い内規及び川久保奨学金要項の改正後の学生の動向を念頭に入れ、コースの教育内容の充実に取り組む。

（薬学研究科）

- [26] 教育課程編成方針／カリキュラム・ポリシーを再確認するとともに、学位授与方針／ディプロマ・ポリシーとあわせて学生への明示（周知）について改善を図る。
- [27] 学生への大学院教育の質確保の観点から、学生定員充足率の適正化についても、学部学生への進学支援とあわせ、引き続き取り組みを進める。
- [再掲] 共同ナノメディシン科学専攻（博士後期課程）において、幅広い分野からの人材獲得をめざし、社会人学生の履修に配慮した教育課程の見直しを実施する。[21]

（経済学研究科）

- [28] 大学院進学予定者に開放している大学院科目を、学部学生の一定の成績以上の者にも上級科目として履修可能にした上で単位を認めることについて、準備を進める。
- [29] 博士後期課程における「早期修了プログラム（在学1年で経済学博士号取得）」の履修者を受入れるとともに、引き続き当該プログラムの下で博士学位の取得をめざす学生の発掘に努力し、多様なバックグラウンドを持つ研究者の育成を推進する。また、「医療経済マネジメントコース」（博士前期課程・社会人特別選抜）の定着を図りながら、より専門的な実践教育のためのコースの開設を検討する。

(人間文化研究科)

[30] 名古屋市教育委員会と連携して、「臨床心理コース」(博士前期課程)において、市立中学校に設置されている子ども応援委員会での実習を行うことで、学校現場や医療現場等の様々な現場において即戦力として活躍できる優秀な人材を育成する。

(芸術工学研究科)

[31] 高度な専門性、感性、技術を身につけ、芸術と工学の融合の視点を持つ人材が育成できているかの総括的な分析を行う。

(看護学研究科)

[32] 引き続き「精神看護専門看護師教育コース」(博士前期課程)の教育を行うとともに、新規準(38単位)による「クリティカルケア看護専門看護師教育コース」(博士前期課程)の教育を開始して、高度実践看護師を育成する。

[33] ティーチング・アシスタント制度、博士課程研究遂行協力制度を積極的に活用し、教育力と学術研究能力を備えた看護教育者・看護研究者を育成する。

(システム自然科学研究科)

[34] 現行カリキュラムに関する教員及び学生に対するアンケート結果を踏まえて、研究及び大学院生の教育・指導面のさらなる充実を図る。

[35] 授業に参加しづらい学生への対応として、インターネット配信を含むICT活用を検証した昨年度の課題を踏まえながら、引き続き、最適な方策について検討を進める。

2 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(1) 教育実施体制

[36] 教育実施体制に関する将来構想に基づく取り組みについて検討を進め、次期中期計画期間中における取り組み内容の計画を定める。

[再掲] これまでのESDシンポジウムや学部教育を通じたESDへの取組成果を踏まえ、新カリキュラムの策定に着手する。[15]

[再掲] 芸術工学分野において、創造性を発揮し、社会における諸問題の解決に的確な対処をするための、優れた人間性、豊かな感性、高い技術力を備えた人材が育成できているかを総括的に検証するとともに、学科再編の教育成果について、在学生や卒業生を対象とした検証方法が構築できていることを確認する。[16]

[37] 平成30年度に予定されている理学系新学部の設置について、設置認可申請書の提出後に文部科学省(大学設置・学校法人審議会)から意見が付された場合には補正申請書を提出し、早期の設置認可をめざす。

[38] 理学系新学部の設置に係る広報を行い、学生募集を実施するとともに、学生の受け入れ体制を整えるための準備を行う。

(2) 教育環境

[39] 新たに追加したクラウドを使った教育環境について、ガイダンス等を実施し、学生に対し機能紹介を行うことで、利用促進を図る。

[40] 図書館の電子的利用促進のため、電子ブックのさらなる導入を進め、学生向けの学習環境の拡充に努める。

(3) 教育の質の改善のためのシステム

[41] 教養教育の研究授業（教員相互の授業参観）について、引き続き実施対象科目を本学専任教員が担当する科目とし、参観人数の拡大を図る。

[42] 引き続き、部局、専門を超えて学び合う全学 FD^{※3} 活動の場として教育改革フォーラムを開催し、教員のさらなる教育力向上を図る。

(※3：Faculty Development (FD) = 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。)

[43] 引き続き、事務職員を対象に、教務事務研修及び学務情報システムを活用したシステム研修を実施する。

3 学生への支援に関する目標を達成するための措置

[再掲]引き続き GPA（単位当たりの成績評価制度）を活用した学生への個別学修指導を実施する。[7]

[44] 相談体制の充実など就職活動スケジュールの短期化に対応した支援事業を検討し、実施する。

[45] 多様な学生からのニーズや学生との検討事項を基に、引き続き学生生活における施設等の充実や障がいのある学生に対する支援の強化を図る。

[46] 障害学生支援委員会に設置する個別の障害学生支援チームの活動を機能させ、実績を蓄積する。

[47] 学生の自主的な社会貢献活動を支援する仕組みについて充実を図りつつ実施し、より多くの学生が参加するよう促す。

第2 研究に関する目標を達成するための措置

1 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

[48] 全学的な研究推進機関で決定した方針に基づき、URA オフィスを中心に、学内外・国内外との横断的・学際的な研究グループを構築するなど、大学の特性を活かしたプロジェクト研究を推進する。

(医学研究科)

[49] プロジェクト推進型の新たな研究体制の整備に向けて、準備組織を設置する。

[50] 引き続き、附属病院の診療体制と連動した医学研究科組織の再編案を策定する。

[51] 政府大型研究費獲得に向けた検討を行い、平成 29 年度以降の具体的な応募に向けて準備する。

[52] 医学、薬学の枠を越えた共同研究等を進めることのできる仕組み、体制について検討する。

(薬学研究科)

[再掲] 医学、薬学の枠を越えた共同研究等を進めることのできる仕組み、体制について検討する。[52]

(経済学研究科)

[53] 平成 27 年度からスタートしたサブ・クラスター研究において、引き続き経済学研究科の研究資源を複数の研究課題に集約し、それぞれの領域で研究成果を世界に向けて発信すると同時に地域社会にも還元していく。

(人間文化研究科)

[54] 持続可能なまちづくり、都市の持続可能性、といったテーマでの共同研究をさらに進め、セミナーやシンポジウムという形で引き続き発信していく。名古屋市博物館との連携も継続する。

(芸術工学研究科)

[55] 各教員の学内外共同研究、産学官連携及び地域社会への貢献に寄与できるよう環境デザイン研究所等において支援を行う。

(看護学研究科)

[56] 引き続き、「名古屋市立大学看護学会（仮称）」の設立に向けた準備に協力し、臨床で働く看護職員との共同研究を推進するため、学会との連携のあり方を検討する。

(システム自然科学研究科)

[57] 「生物多様性研究センター」では、DNA バーコード用試料の収集と分析を引き続き行うとともに、データベースへの登録と公開をさらに進める。また、引き続き、生物多様性に関する研究を推進する。

[58] 引き続き、研究活動推進のため、研究科の特徴を生かした学内連携や学外共同研究体制の構築を進めるとともに、さらに、海外の大学との共同研究を推進する。また、大学内外の最先端の共同利用設備を積極的に利用することにより、高度な研究を推進する。

2 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置

[59] 全学的な研究推進機関を有機的に活用し、戦略的に研究施策を推進することにより、引き続き外部研究資金の獲得件数増加を図る。また、科学研究費助成事業について、未申請の教員の比率の低減に取り組むとともに、申請書のピア・レビュー（学内査読）等の支援を行い、採択件数の増加を図る。

- [60] 学内の競争的資金である特別研究奨励費制度について、全学的な研究推進機関で決定した方針に基づき、科学研究費をはじめとした国の競争的資金獲得などのために研究費を活用することで、研究推進及び研究力強化へとつなげる。
- [61] 研究活動を支えるために、一層の費用対効果を踏まえた購読タイトルの選定を行うことにより、引き続き効果的な電子ジャーナルを揃える。
- [62] 引き続き、若手教員・女性教員に対する研究費の支援を行うとともに、外部研究資金については、全学的な情報提供を行いつつ、リサーチ・アドミニストレーター（URA）が個別に声掛けをするなど、きめ細かな研究支援活動を行う。

第3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

1 市民・地域社会への貢献に関する目標を達成するための措置

- [63] 公開講座におけるアンケート結果を参考に、より魅力的な講座の企画運営に取り組むとともに、大学ウェブサイト等でのイベント開催案内・開催報告の充実に取り組む。
- [64] 地域社会のニーズとのマッチングの推進を図るため、引き続き地域貢献パンフレットと組み合わせた効果的な教育研究成果の発信に取り組むとともに、学内への情報発信の充実に取り組む。

2 産学官連携に関する目標を達成するための措置

- [65] 特別研究奨励費制度を活用するなど行政課題に関する研究を促進する。また、研究内容を紹介した冊子（研究シーズ集）やウェブサイトにおいて積極的に情報発信を行う。
- [66] 小中高等学校などへの出前講座や連携講座を引き続き実施し、名古屋市教育委員会との連携を進める。
- [67] 引き続き、高校生が、大学の研究室で専門分野に関する実験などを体験する「大学まるごと研究室体験」や、後期 15 回分の大学の授業を大学生と机を並べて受講できる「高大連携授業」を実施する。
- [68] 引き続き、研究成果の広報についての効果・内容を検証し、教員の研究内容を紹介した冊子（研究シーズ集）の配布やウェブサイト等、さまざまな広報手段により、研究成果の発信に努めるとともに、特許申請による知的財産の保護・活用等の産学官連携活動を推進する。

第4 大学の国際化に関する目標を達成するための措置

- [69] さらなる海外協定校の拡充をめざす。また、現協定校とは共同研究や合同シンポジウムなどを通じて交流の充実を図るとともに、拠点となる大学を定め、海外拠点の設置に取り組む。

〔70〕引き続き、教員の海外派遣・招へい等を実施するとともに、協定校等への学生派遣・国際インターンシップを推進する。

〔71〕引き続き各種団体と連携を図り、留学生等が地域・社会に貢献する機会の提供に取り組み、地域の国際化に寄与する。

第5 附属病院に関する目標を達成するための措置

〔72〕中央検査部門の超音波検査体制の充実を図り、検査実施数の増加を図る。

〔73〕医療安全の向上と在院日数短縮のため、周術期管理チーム（仮称）について検討を行う。

〔74〕引き続き先進・高度医療支援費対象患者審査制度を利用した症例を増やし、先進医療の申請を積極的に進めていく。

〔75〕「内視鏡医療センター」の拡張にかかる工事を実施する。

〔76〕設備機器のオーバーホールや更新を着実に進めるとともに、次期中期計画期間における設備更新計画を策定する。

〔77〕医療機器の更新を着実に進めるとともに、次期中期計画期間における機器更新計画を策定する。

〔78〕引き続き病院情報システムの保守運用及び機能追加等を進めるとともに、次期中期計画期間における病院情報システムの更新について検討する。

〔79〕インシデントの影響度分類を国立大学と同じ分類に変更し、システム化する。リスクマネジメントマニュアルを改訂する。

〔80〕新型インフルエンザ等対策に関し、当院の職員主導の訓練を実施する。

〔81〕平成28年度診療統計のウェブサイトへの掲載を行う。

〔82〕「ウェルフェア健康大学」（「国際福祉健康産業展」に併催する講座）などの一般市民向けの講演会等を通じて、引き続き医療に関する情報提供を行う。

〔83〕医療法上の臨床研究中核病院をめざすにあたり、当院と名古屋市立東部医療センター、西部医療センターとの間の、さらなる臨床研究・治験における連携強化を図り、特定臨床研究に係るプロトコール作成、データマネジメント、モニタリング等に関する支援を実施する。

〔84〕地域医療における連携と協力体制の強化を図るため、地区医師会・歯科医師会、地域医療機関、介護事業者との意見交換を引き続き行うとともに登録医制度の充実と浸透を図る。

〔85〕引き続き、災害時対応訓練を実施し、そこでの問題点等を検証し、「災害マニュアル」を充実させる。

〔86〕新たな専門医制度の運用開始に向け、連携する施設と研修内容について協議を進め、専門研修プログラムを確定の上、専攻医を確保する

- [87] 引き続き、医療技術職員の専門資格の取得や専門知識を持つ職員の育成のための職員育成計画を実施する。
- [88] 地域シミュレーションセンター連絡協議会を引き続き開催し、同協議会に参画している6大学の連携を図る。
- [89] 経営マネジメントを推進するため、病院機能評価の受審準備を計画的に進め、更新認定を受ける。
- [90] 外国人の増加に対応するためJMIIP（外国人患者受入れ医療機関認証制度）の認証取得に向けた準備を行う。
- [91] 新たな食堂事業者及び売店事業者と協力し、患者さんの満足度向上と利用促進を図る。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- [92] 教育及び研究等を推進するため、組織改編による効果を見極めながら、効率的・効果的な運営体制を志向する事務局組織の再編について検討する。
- [93] 教育研究支援体制の定着を図るとともに、平成24年度に策定した教員定員削減計画を引き続き実行する。
- [94] 引き続き、社会的ニーズに的確に対応し、有用な人材を確保するため、多様な雇用制度を整備・活用する。
- [95] 固有職員を対象とした職員研修の充実を図るとともに、他大学等との合同研修を実施し、職員間の交流を図る。
- [96] 引き続き、教員業績評価制度を実施し、処遇への反映を行う。
- [97] 教員を除く職員を対象に、人事評価制度（能力評価及び業績評価）を実施するとともに、処遇等への反映を行う。

第2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- [98] 職員の能力向上を図り、業務の効率化・合理化に繋げるためのスキルアップ研修を、引き続き実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 財務にかかわる基本的考え方に関する目標を達成するための措置

- [99] 引き続き、財務指標を用いた大学間比較分析及び他大学における経営改善策の情報収集に努めるとともに、財務運営の指標の改善に向けた方策を検討する。
- [100] 引き続き、預け金やプール金などの不適正な会計処理の防止を目的にした啓発に努めるとともに、検収の適切な実施等、経理事務を適切に行うため、職員研修を定例的に開催する。

第2 自己財源の確保及び経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 〔101〕引き続き授業料等について、本学の経営状況を含む総合的な検討のもとで額の妥当性を判断するとともに、施設費や実習関連経費について受益者負担の観点に立った自己負担化の検討を進める。
- 〔102〕手術室を3室増室することに伴う手術患者の増加に対応するため病床再編を行い、効率的な病床管理により診療収入の増収を図る。
- 〔103〕全学同窓会である「名古屋市立大学交流会」を通じて、同窓生等の会員に対して大学の情報提供等を行うとともに、学生と同窓生の交流事業の実施などにより連携を推進する。
- 〔104〕生涯学習講座開催時においてパンフレット等を配布するなど、引き続き広く市民等に対し寄附を働きかける。
- 〔105〕既に外部委託化されている清掃や警備等の定型的な業務以外についても、引き続き費用対効果の観点から常に業務の見直しの検討を進めていく。

第3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 〔106〕引き続き、部局間の施設共同利用、施設の貸出し等の利用促進を図っていく。

IV 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標を達成するためにとるべき措置

第1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 〔107〕引き続き、年度計画に係る業務実績について、取り組みの成果と課題及び中期計画の進捗状況を明示し、俯瞰的な視点による自己点検・評価を行う。また、認証評価の受審を通じて認識した課題の改善に取り組んでいく。

第2 広報・情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 〔108〕引き続き、プレスリリースによるメディア・コンテンツに応じたきめ細かな情報発信及びウェブサイトの充実に取り組む。
- 〔109〕引き続き研究紀要論文の電子化作業を進め、著作権処理の済んだ論文を公開する。

V その他の業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 〔110〕キャンパス統合等を含む総合大学としてのキャンパス整備をめざし、関係部署と調整を行いながら、次期中期計画期間におけるキャンパスの将来構想の検討に向けて、必要な情報を整理し資料等の作成を行う。
- 〔111〕桜山キャンパス医学部「実験動物研究教育センター」における自動火災報知設備・非常放送設備更新及び滝子キャンパス4号館における屋上防水改修応急保全工

事について実施設計及び工事に着手し、工事を完成させる。

第2 環境配慮、安全管理等に関する目標を達成するための措置

- [112] 環境報告書の作成、公表をはじめ、環境憲章に定められた基本方針の実現に向けて、引き続きアクションプランを推進する。
- [113] 冷暖房の適切な管理による節電の実施など、引き続き CO₂発生量の抑制及びエネルギー消費削減に取り組む。また、省エネ効果が見込めるエネルギーセンターの機器更新については、引き続き学内の連携を図りながら検討を進める。
- [114] 引き続き、教養教育及び専門教育において、各学部・研究科のカリキュラムや専門性に合わせた環境関連科目を開講し、その充実を図る。
- [115] 引き続き、非常配備計画、消防計画等を適宜点検し、学内の防災体制を整備するとともに、前年度の訓練を踏まえて改善内容を反映させた防災訓練等を実施することにより、教職員の防災意識を高める。
- [116] 教職員・学生の意識啓発のため、引き続きハラスメント研修会及びハラスメント予防委員会を開催する。
- [117] 平成 29 年度における女性教員比率 27%の達成とワーク・ライフ・バランス実現のために、引き続き子育てや介護を抱える教職員を支援する仕組みを実施・検討するとともに、教職員及び学生の意識啓発を図る。
- [118] 引き続き、研修会や広報誌などを通じ、男女共同参画推進に係る意識啓発を図る。
- [119] 将来リーダーとなる女性を育成し、女性教職員の上位職階への登用を図るため、女性活躍推進法に基づく行動計画を実施する。

第3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

- [120] 引き続き「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえて、研究倫理教育を実施する。
- [121] 引き続き、倫理研修会の開催、「倫理推進月間」の実施、コンプライアンスの重要性を身近に考える機会を提供する「コンプライアンス通信」の発行（年間 10 回以上）などによる教職員に対する意識啓発を行う。
- [122] 内部監査中期計画に基づく年次計画により、監査を実施するとともに、監査結果に基づいて改善のための対策、措置等に取り組む。また、平成 30 年度以降 6 年間を対象とした次期内部監査中期計画(平成 30 年 6 月策定予定)の策定方針を定める。

VI 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

平成 29 年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	7,331
自己収入	31,280
授業料及び入学金検定料収入	2,651
附属病院収入	27,599
雑収入	1,030
施設整備費補助金	64
長期借入金収入	449
受託研究収入等	2,800
目的積立金取崩等	206
計	42,130
支出	
業務費	38,089
教育研究経費	2,222
診療経費	17,075
人件費	18,792
一般管理費	497
施設整備費	724
長期借入金償還金	20
受託研究費等	2,800
計	42,130

2 収支計画

平成 29 年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	41,745
經常費用	41,745
業務費	39,118
教育研究経費	2,339
診療経費	16,076
受託研究費等	1,640
人件費	19,063
一般管理費	536
財務費用	23
減価償却費	2,068
臨時損失	0
収入の部	41,503
經常収益	41,503
運営費交付金収益	7,331
授業料等収益	2,570
附属病院収益	27,599
受託研究収益等	2,697
雑益	1,030
資産見返負債戻入	276
臨時利益	0
純損失	△242
目的積立金取崩益	20
総損失	△222

3 資金計画

平成 29 年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	42,130
業務活動による支出	40,826
投資活動による支出	1,281
財務活動による支出	23
資金収入	42,130
業務活動による収入	41,616
運営費交付金による収入	7,331
授業料及び入学検定料による収入	2,651
附属病院収入	27,599
受託研究収入等	2,800
その他の収入	1,029
目的積立金取崩等収入	206
投資活動による収入	64
財務活動による収入	450

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 限度額

15 億円

2 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

X 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・設備の更新 ・急性期病院としての機能強化	総額 724	施設整備費補助金 (64)
		長期借入金収入 (449)
		附属病院収入等 (211)

2 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。